

かづのの電気（高圧）実施要綱

第1条（適用）

この実施要綱は、当社が、高圧または特別高圧にて電気の供給を受けるお客さまに対して、託送約款等に定める託送供給により、電気を小売りするときにおいて、電気需給約款に定めるもののほか必要な事項を定めるものとします。

第2条（基本料金）

基本料金は、託送約款等に定める接続送電サービス基本料金とします。

第3条（電力量料金）

電力量料金は、①託送従量料金、②電力調達料金、③供給手数料の合計額とします。

①託送従量料金

託送従量料金は、託送約款等に定める接続送電サービス電力量料金とします。

②電力調達料金

1) 電力調達料金は、電力調達単価に、託送約款等に定める損失率で修正した使用電力量を乗じた額とします。

2) 電力調達単価は、4月1日から翌年3月31日までを期間とした仕入額を基に算出するものとし、期間の初日の1カ月前までに当社ホームページで掲示した額とします。

3) 仕入電力が燃料費調整額を加えたものである場合、電力調達単価は燃料費調整額を加えた額とし、燃料費調整額が適用となる期間の初日の1カ月前までに当社ホームページで掲示します。

③供給手数料は、手数料単価に使用電力量を乗じた額とし、手数料単価は電気需給契約書で定めるものとします。

第4条（その他の事項）

全ての料金に際し、お客さまへのご請求金額には消費税相当額が加算されてご請求されるものと致します。また、本実施要綱のほか、電気需給契約書および電気需給約款に定めのない事項については、お客さまとの協議により決定することとします。